

令和6年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議議事録

1 開催日時 令和6年7月11日(木) 午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室

3 出席者

(1) 委員

(名簿順敬称略)

水戸市障害者(児)福祉団体連合会 兼清 紀郎
東日本旅客鉄道(株)水戸支社経営戦略ユニット 草野 泰宏
茨城県水戸土木事務所 郡司 佑太
茨城県警察本部交通部交通規制課 鈴木 孝行
茨城大学理工学研究科都市システム工学領域 山田 稔
茨城県地方自治研究センター 有賀 絵理
スピニング・フープス・レボリューション 齋藤 信之
公募市民 八木 郷太
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 橋本 弘行
茨城県土木部道路維持課 岡部 尚子
茨城県土木部都市局都市計画課 石川 紀元
茨城県土木部都市局建築指導課 箕輪 高利
水戸市市長公室 佐藤 則行
水戸市市民協働部 小嶋 いつみ
水戸市福祉部 小林 秀一郎
水戸市こども部 野口 奈津子
一般社団法人茨城県バス協会 澤島 政志
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 服部 透
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部 藤沼 貴士
一般社団法人茨城県水戸市医師会 谷津 好行
水戸市住みよいまちづくり推進協議会 角田 恒巳
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 大内 康弘

※ 欠席6人

(2) 事務局

水戸市市長公室交通政策課 川上 悟、江幡 将行、宮内 一樹、肱岡 南海絵及び
佐藤 通

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第1号 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約の一部改正について

議案第2号 専門部会「こころのバリアフリー部会」の設置について

報告第1号 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について

(3) 閉会

5 配布資料

(1) 資料1-1 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約の一部改正について

(2) 資料1-2 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約新旧対照表

(3) 資料1-3 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約（改正後全文）

(4) 資料2 専門部会「こころのバリアフリー部会」の設置について

(5) 資料3 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について

6 内容

【事務局】

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議を開催いたします。

なお、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本協議会の会長である、茨城大学___名誉教授から御挨拶を頂戴したいと存じます。

【会長】

今日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

さて、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会でございますが、バリアフリーの整備を推進するのは、マニュアルを作っていけばいいということではなく、まだまだマニュアルの方も完全なものではない中で、とりあえず最低限に進めるといったこともあるかと思えます。それでも、もっと上を目指していきたいということで、様々な意見がこの協議会であがっていると思います。

一方で、その中で皆さん納得いただけるような進め方を考えていこうというのが、この協議会の趣旨であると思います。

本日でございますが、1年に1回の現状報告の場であり、まだまだ最終目標に向かって、やり残したことなど様々な御意見をいただきまして、次のステップに向けた議論を行っていただければと思っております。

それから、これまでの経緯でございますが、交通事業者さんですとか道路管理者さんにおいて、一般の利用者の方に何か御協力いただくというのが問題となっていることもございますの

で、国の方では教育啓発特定事業が創設されておりますが、水戸市では、これまでの協議会で、こころのバリアフリー部会を立ち上げようかという話しになっています。その辺りを本日の協議会で、スタートするという報告をすることになりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、人事異動によりまして、今年度、新たに委員に御就任いただく方を事務局から名簿順に御紹介申し上げます。

(委員を紹介)

以上でございます。

それでは、協議会規約第7条第1項の規定により、この後の会議の進行を、会長である____名誉教授にお願いしたいと存じます。

【会長】

よろしくお願いいたします。それでは、はじめに本日の協議会の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

本日は、定数 28 名中 22 名の委員の皆様にご出席又は代理出席をいただいております、出席者数が委員の過半数となっております。

【会長】

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、出席者数が過半数となっておりますので、協議会規約第7条第2項の規定を満たし、本協議会は成立しております。

なお、本日の協議会につきましては、協議会の内容を、冒頭から終了時まで公開とさせていただきます。また、議事に移る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。署名委員につきましては、御本人に御出席いただいている方をお願いすることとし、____委員、____委員の2名を指名させていただきます。署名委員のお二人には、本日の会議の議事録を、水戸市ホームページ上で公開する前に御確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、議事に移ります。議案第1号「水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました内容について、御意見等があれば御発言をお願いします。
御意見や御質問がないようでしたら、了解いただけたか確認をさせていただきます。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。では、異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおり決することといたします。

続きまして、議案第2号「専門部会「こころのバリアフリー部会」の設置について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料2に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました内容について、御意見等があれば、御発言をお願いします。

委員の皆様から意見がないようでしたら、私の方から事務局に確認したいのですが、この後の議題の資料3で、この一年の振り返りを示していますが、大部分がハード事業とハードと関連したソフト事業ということで、たくさん挙がっています。この辺の市の事業を全て、こころのバリアフリー部会で対象とするのか、また、全体は全体会議で行い、部会では部分的に行うのか、事務局の考え方を伺いたいと思います。

【事務局】

資料3を御覧いただきたいのですが、特定事業計画の中で、一部重複する内容があるかもしれません。まずは、こころのバリアフリー部会において、水戸市でどういった事業ができるのか、検討させていただければと思います。

【会長】

資料3にある項目を部会で協議することということでよろしいですか。

【事務局】

これまでやってきたこと、今後やっていくべきことを踏まえながら、こころのバリアフリー部会で検討していきたいと考えております。

【会長】

分かりました。また、部会員の構成がこうなった経緯を説明いただけると理解が深まるのですが、御説明いただけますか。

【障害福祉課】

部会については、ある程度選別して10名程度でやるべきとのことで枠を制限させてもらいました。まずは、水戸市としての心のバリアフリーの定義付けから初めていきたいと考えております。このテーマを協議するため福祉関係で人選を行った理由は、心のバリアフリーの在り方を変えていく、障害に対する理解を広めるため、まずは、福祉的な観点から日常的にあるバリアなどを整理することが、バリアフリーを検討するに当たり必要だと考えております。

【会長】

確認ですが、ここにいない方が議論の進展に応じて部会に出席してほしいということとなったときは、正式な部会員でなくても出席者枠を広げていくべきと考えますが、今後の考え方を確認させていただきたいです。

具体的には、協力をいただいている交通事業者など、関係事業者にも出席いただきたいことが出てくると思います。また、個々に名前のない方も、逆に指名がかかることもあるので、気に留めていてほしいと思います。

【事務局】

規約第9条に部会の項目があり、運用については、第7条を準用しております。第7条第4項では、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」とされているため、会長の必要に応じて関係者に御出席いただくことが可能です。

【会長】

ありがとうございます。そのほか、御意見等がないようでしたら、議案第2号について了解いただけましたでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。では、異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり決することといたします。

続きまして、報告第1号「基本構想に位置付けた事業の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

なお、項目数が多いので、まずは、資料15ページの交通安全特定事業の実績まで説明をお願いします。

【事務局】

(資料3に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました内容について、御意見等があれば、御発言をお願いします。

【___委員（車椅子使用者）】

前期計画で事業が終了したものについては完了となると思いますが、後期計画はソフト施策を中心に議論することになると思います。これ以外のハード施策が追加されることがあるのか確認させていただきたいです。

【事務局】

昨年度、後期計画を策定いたしました。基本的には策定した計画のハード事業を実施させていただくこととなります。後期事業での実績を協議会でフィードバックし、また、協議会で意見が出たものの中で整備をしなければならないことがあれば、実際に検討させていただきたいと考えております。

【会長】

実際にやろうとしてうまくいかない場合は、戻って、この会議で見直しつつ進めることが効率的だと思います。この範囲ということで絞ってしまい、つまらないとなるよりも、それぞれの担当のところで検討していただきたいと思います。

【___委員（学識経験者・車椅子使用者）】

心のバリアフリーという言葉が出てきているが、いまだに分からない。先程の報告で、障害者の問題に関心があるということに77%の市民が回答したとあるが、関心があるということではいけないと思います。

障害者と健常者はイコールになっているべきと考えています。関心があるから、障害者がいるから何かしなくちゃいけないとなることは対等ではない。

アメリカから帰ってきて感じることですが、障害者だからなんとかしてあげるということはしてほしくないと考えています。点字ブロックに自転車をとめてはいけないとか、障害者に関心を持ってほしいとは思いますが、障害者だからどうするではなく、障害者用駐車場に一般の人がとめてしまっているという部分が心の部分だと思います。点字ブロックのところに物を置ってしまうのも心の部分。階段もみんなが手伝ってくれば、それも心の部分。バリアフリーという垣根を取り払ってほしいと思っています。関心を持ってもらうということではない。

例えば、市ではどういうことをやっているのか教えていただきたい。

【事務局】

資料3の後半の説明で、心のバリアフリーに係るソフト施策の実績を報告させていただくので、その説明の後に改めて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

【___委員（学識経験者・車椅子使用者）】

かまいません。

【会長】

後に出てきますが、市役所の駐車場に警備員を置いたりしているが、やってはいけないことはやらないとか、一般のルールとしてやるより、自分で守るという、心を変える段階もあるので、広く全体を見てもらいたいと思います。

一つ確認しますが、職員研修などは、バリアフリー法の基本方針では企画の段階から障害を持っている方にも関わってもらおうと推奨していますが、その部分がまだ進んでいないと思いますが、その点は、どうなっているのでしょうか。

【事務局】

市の研修では、障害を持った方が講師となった実績はないので、今後の検討課題とさせていただきます。

【会長】

分かりました。

それでは、資料3の続きを事務局から御説明お願いいたします。

【事務局】

(資料3に基づき説明)

【会長】

御説明ありがとうございます。

それでは、先程、___委員から御質問があったことについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

基本構想の目標指標の中で、基本方針3の心のバリアフリーの推進について、見方が一方的というお話がありましたが、おっしゃるとおり、相互に関心がある方がいいと思います。ですが、基本構想を策定する際に、何か目標を設定しなければならないため、この指標で設定させてもらった経緯がございます。

次に、心のバリアフリーの意味については、国が定めたユニバーサルデザイン2020行動計画の中で、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと」とされています。相互理解のためのあらゆる取組が心のバリアフリー事業だと理解していますので、それを部会で協議していきたいと考えております。

心のバリアフリー施策の取組については、先程のソフト施策の中で、どれを心のバリアフリー事業として実施していくべきかは、部会で話し合っていきたいと考えております。例えば、交通政策課で実施しているバリアフリー教室は、心のバリアフリー事業の一つと言えるのではないかと考えております。バリアフリー教室については、市と運輸支局と有賀先生の協働で、バス事業者の協力のもと、小学校で車椅子と高齢者疑似体験を小学生に体験してもらい、感じたことをみんなで話し合ってもらおう事業を実施しております。

【__委員（学識経験者・車椅子使用者）】

バリアフリーの取組が着実に進んでいることをうれしく思っています。バリアフリー教室について一つ補足させていただくと、子供たちには、当事者の体験をしてもらうだけではなく、お客様体験も行っています。これは、お客さんとして乗車している時に「お手伝いしますか」という声かけができるようにしてもらうためですが、ふだんはなかなかできていません。だから、小学生に声かけをしてもらい、心のバリアフリー体験もしてもらっています。

ただの障害者体験だけでは、心のバリアフリーは進みません。コミュニケーションが大事になってきます。バス、タクシー、電車を利用させていただく際に「お手伝いしますか」「お願いします」という声かけが大事になります。

バリアフリー教室は、年々充実してきていると思います。毎年、講師を務めさせていただいてますが、まちの中などで小学生に声をかけてもらうことがあります。ですが、そのときの保護者の方には「危ないから」といって、話しを制止する方がいて、親の方が心のバリアフリーを理解していないように感じます。それでも、子供が「お母さん大丈夫だよ」、「前に教えてくれた人だよ」と言って、声をかけてくれます。そういった子供たちに毎年必ず出会うので、講師を務めて良かったなと感じます。水戸市内でも広がっていると感じます。また、体験した人だけで無く、体験の見える化ができたらいいなと思います。これだけのソフト事業を行っているのだから、それが見える化して部会の中で協議していきたいです。

【__委員（学識経験者・車椅子使用者）】

__委員が言ったように、大人たちの方がバリアフリーを理解していないのか、障害者スペースにとめたり、点字ブロックの上に物を置いたりするのは、大人がほとんどです。障害者スペースにお父さんがとめたときに子供が言うくらいがいいと思います。子供の意識が変わっていくことがいいと思います。

けれども、親がふだん障害者スペースに止めていると、バリアフリーを知らない子供は、それでいいんだと思ってしまう。なので、子供たちへの教育は重要であると思います。

以前、駐車場にいた警備員と話したときに、残念ながら、水戸市は障害者用駐車場に車を止める健常者が多いと聞き恥ずかしいと感じました。だから、変えたいと思ったし、この協議会に参加しています。まずは、ここに集まっている皆さんに、どういうバリアフリーが必要かというのを、それぞれ考えて集まっていたきたいと思います。

【会長】

部会で検討していく時の考え方の例として受け止めてほしいと思います。

【__委員（関係行政機関）】

__委員の意見は重く受け止めております。私自身、4月から担当となり、今いろいろと勉強させていただいているところです。私の担当部署は県全体を見ていますが、水戸市と協賛し、バス事業者などの協力のもと市内の小学校で教室を開催し体験してもらっています。お子さんたちに体験をしてもらった上で、どのような形で対応できるか、我々も思っていたものと違ったものも多分出てくると思います。最近、他市からも教室を開いてほしいという声も出てき

ています。それはこちらも協力したいと考えています。

【__委員（車椅子使用者）】

心のバリアフリーの方は部会で詳しく議論していくと思いますが、合理的配慮の補助金について、4月から障害者差別解消法が改正され、民間も障害者に対して施設を利用できるように配慮することが義務づけられました。資料に記載があるように筆談などコミュニケーションをできる範囲でやる合理的配慮が規定されました。民間でも知らない事業者もいるし、障害者が来たときの体制が整っていないというところもあるのが現状です。

一つ提案なのですが、この補助の対象の範囲を少し拡大してはどうでしょうか。市が主催する講演会などは、手話通訳者や要約筆記者などを配置して、情報保証をしていますが、民間が主催する企画の場でも障害者に対する手話通訳や要約筆記を導入するなど、障害者も楽しめる場を提供するために助成金の対象にしてもいいのではと思います。

聴覚障害者の方がイベントに行きたいときは、別のサービスで手話通訳者を派遣してもらっていますが、イベント主催側が通訳者を用意すれば個人で手配しなくても済みます。NHKでは、常に手話通訳がついていたりするので、必要な人が用意するのではなく、ついていることが当たり前になることが理想的だと思います。バス事業者も筆談ボードを用意してくれて、これも進化していると感じます。

また、茨城県がベンチャー起業を認定したニュースが出ていて、その中に「チェーンウェイター」という水戸市の企業が認定されていました。この企業が、何を作っているかというと、段差昇降機を作っています。これは、小さめのエレベーターのような自立式の昇降機になります。今までは、建物がせまいからエレベーターをつけられなかったところに、畳一畳分ぐらいで設置できるようです。その日のうちに設置でき、電気を使わずにチェーンの力で昇降できるものです。これまで、エレベーターをつけられなかったところにつけられる画期的なものです。

こういう会社が水戸市にあるということで、補助金の話とは別として、スロープ設置とか環境の整備とか、そのときにそういう会社があってそういうものを作っているということは、市や協議会を通して、事業者などに情報を共有できればいいと思います。

【障害福祉課】

合理的配慮の支援補助金は、令和元年から始めており、点字メニューや筆談ボードの配置、スロープの設置などに対し補助金の交付というかたちで支援してきました。

ハード面の補助は10万円、そのほかは5万円補助となっております。事業者にご利用いただくため、商工会議所や福祉作業所などに情報提供してまいりました。今回いただいた提言を課に持ち帰って検討させていただき、内容をもう少し充実したものにしていきたいと思っています。

また、手話通訳者も必要などところに申請をもらえば派遣する事業を行っておりますが、イベントなど、より広く利用してもらえよう検討させていただきます。

【会長】

合理的配慮の中でとどめるのは、本来、資料17ページのその他の事業の中で位置付けた方が制度上はしっくりくるかと思っています。

それを、どの場所の事務所に優先するかは計画に絞ることができると思いますが、障害者とか、将来的に同じ財源があるのであれば、差別解消法にとらわれず掲載できると将来的にいいと思います。

最後に、本日の会議全体として、御意見や御感想がありましたら、御発言お願いいたします。

【__委員（福祉支援団体）】

先程__さんから話しもありましたが、__さんは強い方だと思います。障害者の中には、人に対してものが言えない方もいる。いろんな方がいて、いろんな配慮が必要です。今回の話しの中で__先生が言った、子供の障害者に対する見方をどれだけ広く言えるか。親に気付かせるのは子供であり、やはり若い子供たちにこれからの福祉の在り方について、どんな姿勢で日常生活の中で見ていけるか、目を養えるかという視野をどんどん広げていくことが福祉政策になるのでは無いかと思います。そういうところに力をもっとかけていくべきだと思います。

【__委員（関係団体）】

今回、初めて協議会に出席させていただきましたが、心のバリアフリーという言葉は初めて聞きました。先程、__先生がおっしゃっていた、声をかけることが非常に大切であると再認識させていただきました。今後、こころのバリアフリー部会の方でも関わらせていただくことになりますので、引き続き、御指導のほど、よろしくをお願いいたします。

【__委員（関係団体）】

初めて出席させていただいて、戸惑ったところもありますが、私たちは皆さん平等にということを考え施策を行っていると思います。先程、__さんからお話しがあった、差別ではなくて、皆一緒ということかなと思いました。その中で、子供から大人にこうなんだと言える教育が必要だと話しがありました。ドイツにいた頃、障害がある方が何の気なしに荷物を運んでもらったり、駅の階段でお手伝いすることもありました。私たちは「May I help you?」と声をかけてしまいましたが、ヘルプではなく、「What can I do for you?」「あなたのために私は何ができますか?」というような言い方をした方がいいと感じました。

【__委員（関係団体）】

病院と言うより医療関係も財政難ということもあり、バリアフリーの整備というのは、なかなか難しいところもありますが、子供からというのがキーワードではないかと思います。子供から言われた方が効くのかなと思います。近くにショッピングセンターがあるのですが、障害者用駐車場にお父さんが堂々ととめて、一方、高齢者が遠くから大変な思いをして店に入るといった場面も度々見ているので、心のバリアフリーというのが広まればいいと感じました。

【__委員（関係団体）】

私たちの業界は全てのお客様に寄り添うことが前提なので、合理的配慮も存じていますが、施設によって、実施できているところとできていないところがあるので、今後は、全ての施設ができるよう会員と話しをしてきたいと思います。

【__委員（学識経験者・車椅子使用者）】

講演のときに話をしてくれた小学生の女の子のエピソードですが、その子のお父さんは、正義感が強く、障害者用駐車場に止めている人を見かけると注意をされていて、女の子はそれが恥ずかしいと思っていたそうです。けど、私の話を聞いた後に、お父さんが誇らしく思えるようになったと言ってくれてうれしかった。子供の方が言える社会がいいのではないかと思います。

【会長】

様々な御意見ありがとうございます。

そのほか、御意見がないようでしたら、以上をもちまして、令和6年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議を終了いたします。皆様、長時間にわたる議論、大変お疲れ様でした。